

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 御中

標記の件につき意見を提出します。要項に従い、以下に意見を述べました。検討をお願いいたします。

日本霊長類学会

----- ここから提出意見 -----

[件名] 鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について(答申素案)に関する意見

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

[氏名] 団体名:日本霊長類学会
担当者名:川本 芳(保全・福祉理事)

[郵便番号・住所]
484-8506 犬山市官林 41-2 京都大学霊長類研究所

[電話番号] 0568-63-0527

[FAX番号] 0568-62-9554

[意見1]

1 該当箇所

1ページ 36-37行目

2 意見内容

この素案で「ニホンザル」という種名は3ヶ所にしか記載されていないように、ニホンジカとイノシシ以外の鳥獣管理に敷衍できない点があることを注意書きするべきである。

3 理由

ニホンザルの個体群管理では個体数や密度のコントロールではなく状況に応じた加害個体の捕獲、群れの規模や群れ数の管理が重要である。また、ツキノワグマでは狩猟を禁じて地域個体群の回復を図りながら被害措置をとる場合も必要と考えられることから、こうした動物種による鳥獣管理にニホンジカやイノシシでの個体数管理の方針を適用する誤解がないよう指摘した方がよい。

[意見2]

1 該当箇所

3ページ 31-32行目

2 意見内容

特定計画の策定率は種により異なり、ニホンザルでは低い。動物種によっては計画策定を推進する必要があることを述べてほしい。

3 理由

ニホンザルでは特に西日本で策定が少なく、主たる分布地域でのカバー割合では41都府県中20(49%)でしか策定されていない。カバー割合で見るとニホンジカ(38/38=100%)やイノシシ(37/41=90%)に比べて著しく低い。(出典:環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室「特定鳥獣保護管理計画の評価」、平成25年6月28日 中央環境審議会自然環境部会鳥獣保護管理のあり方検討小委員会資料)

[意見3]

1 該当箇所

4ページ 11-13行目

2 意見内容

素案の記載通り、特措法の「被害防止計画」による対策は、鳥獣保護法の「鳥獣保護事業計画」や「特定計画」と整合性が取れていないのが実状であり、都道府県と市町村は十分に連携してほしい。

3 理由

食害対策は捕獲だけではない。ニホンザルの場合、群れの「追い払い」という特有の方法もある。しかし、現状の被害防止計画による対策は捕獲に偏重しており、ニホンザル管理の難問である「群れの分裂」を引き起こしている地域も多いと考えられている。現場の最前線で苦勞する市町村に都府県が連携し、食害軽減効果があり、かつ保全面の担保もある方法を、地域毎に吟味し実践する必要がある。

[意見4]

1 該当箇所

5ページ 3-9行目

2 意見内容

広域的な被害防止対策の取組みでは、自治体の連携とともに異なる計画の整合性に配慮することが重要である。

3 理由

総務省勧告(総務省:「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」、平成24年10月)。四国のツキノワグマでは、絶滅危惧個体群につき、一方の県で保護区の拡大が進むのに対して他方の県で保護整備が遅れるという隣県間の施策で整合性を欠く例もある。

[意見5]

1 該当箇所

6ページ 9-16行目

2 意見内容

広域的な被害防止対策の取組みでは、自治体の連携とともに異なる計画の整合性に配慮することが重要である。

3 理由

総務省勧告(総務省:「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」、平成24年10月)。四国のツキノワグマでは、絶滅危惧個体群につき、一方の県で保護区の拡大が進むのに対して他方の県で保護整備が遅れるという隣県間の施策で整合性を欠く例もある。

[意見6]

1 該当箇所

7ページ 18-21行目

2 意見内容

事業者の要件が記載されているが、「対象鳥獣の習性の熟知」を加筆してほしい。

3 理由

鳥獣管理に関する知見の中でも、対象の習性を知ることは最重要である。ニホンジカやイノシシの対策をニホンザルにあてはめられないことは多い。例えば、ニホンザルは数十頭で群れをつくり、群分裂する習性をもつ。これらの習性を理解しなければ、ニホンザルの管理は難しい。地域の鳥獣管理の担い手として育成していく観点が必要であることには賛成であるが、これも対象の習性を熟知してこそ、対策の効果が期待できる。このことは特措法と鳥獣保護法の整合性と連動し、捕獲専門の認定事業者の制度化には、それにふさわしい配慮が必要である。

[意見7]

1 該当箇所

8ページ 18-19行目

2 意見内容

無計画なニホンザルの群れ全頭捕獲は避けられるべきであり、素案の記載に賛同する。

3 理由

農林業者等が自ら行う被害防止、つまり自衛には賛同するが、自衛策は捕獲だけではない。農地管理、追い払い、防護柵などと合わせて、現場の状況(実効性、実現性)にあった対策の選択が必要である。そのために、自衛であっても、効果があがるように計画的、順応的に実施されるべきであり、やはり、特措法による被害防止計画と鳥獣保護事業計画、特定鳥獣保護管理計画との整合性が重要である。

[意見8]

1 該当箇所

9ページ 25-30行目

2 意見内容

広域的な被害防止対策の取組みでは、自治体の連携とともに異なる計画の整合性に配慮することが重要である。

3 理由

総務省勧告(総務省:「鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」、平成24年10月)。四国のツキノワグマでは、絶滅危惧個体群につき、一方の県で保護区の拡大が進むのに対して他方の県で保護整備が遅れるという隣県間の施策で整合性を欠く例もある。

[意見9]

1 該当箇所

10ページ 13行目

2 意見内容

専門的知見を有する専門家の育成について、誰が、どのように育成するのかの記述がない。国立・公設研究機関、大学等による人材育成の場を充実させるべきである。

3 理由

米国では野生動物研究共同ユニット(Cooperative Research Unit)の導入を法律で定め、専門家育成を国として行っている。

[意見10]

1 該当箇所

10ページ 15行目

2 意見内容

「個体群管理を中心とした」は削除すべきである。

3 理由

鳥獣管理においては個体群管理だけが重要ではない。特筆することでその他の分野の重要性の認識が下がることが懸念される。

[意見11]

1 該当箇所

11ページ 1-6行目

2 意見内容

鳥獣被害対策のための動物装着用発信機の専用周波数の十分な確保など、必要な関係法令の調整も含めて総合的に取り組むべき課題についても具体的に示す必要がある。

3 理由

有害鳥獣の調査研究や管理に用いる電波発信器が、電波法の改正による使用周波数の制限により実用的ではなくなっており、対策に支障をきたしている。